

明治32年法 第55類

木、竹、籐類の製品及び其漆塗、蒔絵品類、指物、挽物、曲物、編物、組物、桶類等

明治32年法 商品	区分	書換表示 商品	類似群	備考
木、竹、籐類の製品				01
指物				02
火鉢（木製）	11	木製火鉢	20 A 01	
黒板（木製）	16	木製黒板	25 B 01	
茶箱（木製）	20	木製茶箱	18 C 03	
机（木製）	20	木製机	20 A 01	
箆笥（木製）	20	木製たんす	20 A 01	
衣桁（木製）	20	木製いこう	20 A 01	
額縁（木製）	20	木製額縁	26 B 01	
塵取（木製）	21	木製ちり取り	19 A 05	
貯金箱（木製）	21	木製貯金箱	19 B 44	
曲物				03
蒸籠（木製）	21	木製せいろ	19 A 01	
篩（木製）	21	木製ふるい	19 A 05	
挽物				04
編物				05
組物				06
箆類（竹製）	21	竹製ざる	19 A 05	
籠類（竹製）	20	竹製かご	18 C 06	
魚籠（竹製）	28	竹製魚かご	24 D 01	
屑籠（竹製）	21	竹製屑かご	19 A 05	
鳥籠（竹製）	19	竹製養鶏用かご	09 A 46	
	21	竹製小鳥かご	19 B 33	
柳行李	18	柳ごうり	21 C 01	
籐のバスケット	18	とう製バスケット	21 C 01	
桶（木製）	21	木製おけ（かいばおけ・浴室用おけを除く。）	19 A 05	
	21	木製かいばおけ	09 A 42	
	21	木製浴室用おけ	19 B 04	
経木真田	20	きょう木さなだ	18 A 01	
箸（木製）	21	木製はし	19 A 05	
匙（木製）	8	木製スプーン	19 A 05	
神棚	20	神棚	20 F 01	
假墓標（木製）	19	木製仮墓標	20 F 01	
漆塗品				07
蒔絵品				08
重箱（漆塗品）	21	重箱（漆塗品）	19 A 03	
椀（漆塗品）	21	わん（漆塗品）	19 A 03	
盆（漆塗品）	21	盆（漆塗品）	19 A 05	
苘盆（漆塗品）	34	たばこ盆（漆塗品）	27 B 01	

01 「木、竹、籐類の製品」の概念は現行の区分になく、また、明治32年法の「木、竹、籐類の製品」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「木・竹・籐類の製品」の書換表示はできない。

02 「指物」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「指物」の書換表示はできない。

明治32年法 第55類

木、竹、籐類の製品及び其漆塗、蒔絵品類、指物、挽物、曲物、編物、組物、桶類等

03 「曲物」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「曲物」の書換表示はできない。

04 「挽物」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「挽物」の書換表示はできない。

05 「編物」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「編物」の書換表示はできない。

06 「組物」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「組物」の書換表示はできない。

07 「漆塗品」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「漆塗品」の書換表示はできない。

08 「蒔絵品」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「蒔絵品」の書換表示はできない。